



むさし証券 自己資本規制比率

486.9%

(平成 22 年 6 月末現在)

| | | (単位：百万円) |
|-----------------|----------------------|----------|
| 項目 | | 指標 |
| 固定化されていない自己資本の額 | (A) | 9,716 |
| リスク相当額合計 | (B) | 1,995 |
| 市場リスク相当額 | | 294 |
| 取引先リスク相当額 | | 430 |
| 基礎的リスク相当額 | | 1,270 |
| 自己資本規制比率 | [(A) / (B) x 100%] | 486.9% |

〈ご参考〉自己資本規制比率とは

自己資本規制比率とは、金融商品取引業者の財務の健全性を測る重要な指標です。
金融商品取引法第46条の6において、金融商品取引業者は、その業務に伴う諸事情により発生し得るリスクを、内閣府令で定められた方法に基づき、総体的に日々把握・管理し、それらのリスクが顕在化した場合でも、それに伴う損失に十分耐えられるだけの流動的な資産（固定化されていない自己資本）を維持することが義務づけられております。

具体的には、本表の「固定化されていない自己資本の額（A）」を、「リスク相当額合計（B）」で除した数値（自己資本規制比率）が120%を下回ることがないようにしなければなりませんとされております。

なお、本表は、自己資本規制比率を記載した書面であり、金融商品取引法第46条の6第3項の規定に基づき、毎年3月、6月、9月及び12月末日の状況を当該末日から1月を経過した日から3月間、すべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供することとされております。